

後期基本計画素案(サンプル)

小分野 1-(3)-②

男女共同参画

基本計画

4年後のまち

- 1 「男ならこうあるべき」「女ならこうあるべき」といった固定的な決めつけをせず、自分らしく生きるひとが増えている。
- 2 男女がともに、育児や介護ができ、地域活動にも参加できる働きやすい職場になってきている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- 11 「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識※1に基づく慣習、慣行、社会制度にとらわれないようにする。
- 21 自治会等地域の活動や社会生活、家庭生活において、男女共同参画を推進する。

市民2人以上でできること

- 11 「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識※1に基づく慣習、慣行、社会制度にとらわれないようにする。
- 21 自治会等の地域活動において、男女共同参画を推進する。

事業者でできること

- 21 すべての従業員に対して職業生活と家庭生活が両立できるように配慮し、職場における男女共同参画を推進する。
- 22 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力する。

行政の4年間の主な取組

- 11 広報紙や情報誌、ホームページ等、多様な媒体を通じて啓発活動を実施します。(男女共同参画プラザ)
- 12 男女共同参画プラザを拠点とし、講座開催や相談業務等の男女共同参画施策を充実します。(男女共同参画プラザ)
- 13 審議会等における女性委員の割合を調査し、結果を公表することにより、女性委員の登用を促進します。(男女共同参画プラザ)
- 21 市民、事業所等対象者が参加しやすく、男女共同参画の意識の啓発につながるような、講演・講座を開催します。(男女共同参画プラザ)
- 22 男性の家事や子育て、地域福祉活動への参加を支援します。(男女共同参画プラザ)

小分野 1-(3)-②

男女共同参画

資料

現状と課題

男性も女性もすべての人がそれぞれの持っている資質や能力を十分に発揮し、個人の選択に応じて納得のいく生き方ができる男女共同参画社会を実現していくことは、大きな課題です。

本市では、奈良県内でも早い時期から男女共同参画への取組を実施し、平成20年2月10日に「男女共同参画都市宣言」を行うとともに、平成20年4月1日には「男女共同参画推進条例」が施行されました。条例の施行に伴い、平成20年4月に女性センターを男女共同参画プラザに改め、相談事業や各種講座の開催、啓発活動など、取組の充実を図っています。

男女共同参画に関する意識は徐々に浸透しつつあるものの、セクシュアル・ハラスメントやDV※2が起るなど、性差別や性別による固定的な役割分担意識が根強く存在しています。

男女共同参画社会の実現のためには、市民・事業者・行政が一体となって取り組んでいくことが必要です。

指標

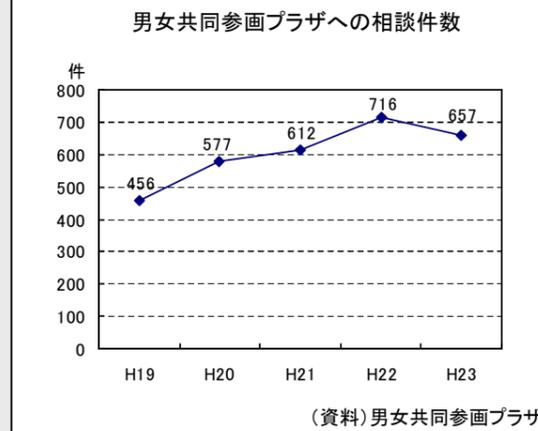
1 男女共同参画啓発講座等開催数(件)	現状値	目指す値
	H24	H30
	13	20

【この指標について】一年間に市が主催する男女共同参画の講座等の数。自分の生き方や日常生活の中で、いかに思い込んでいることが多くあるかに気づき、男女共同参画の大切さを知ってもらうため、啓発の機会を増やします。(男女共同参画プラザ)

2 男性の家庭生活への参画(校)	現状値	目指す値
	H24	H30
	21	29

【この指標について】土日に参観日を設定している市内幼小中学校の数。土日に参観日を設定し、父親の参加を促すことにより、子育てや家庭生活への男性の参加を促進します。(男女共同参画プラザ)

関連データ



具体的な事業

- 11 男女共同参画情報誌の発行
- 12 男女共同参画プラザ相談業務の周知と充実
- 12 男女共同参画啓発研修の開催
- 13 審議会等の女性委員参加の促進
- 21 男女共同参画講演会の開催
- 22 男性対象の講座開催

※1 性別役割分担意識:基本構想8ページ参照

※2 DV:Domestic Violence(ドメスティック・バイオレンス)の略。夫婦や恋人など、親密な関係にある人・配偶者などから受ける暴力のこと。単なる身体的な暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力なども含まれる。

小分野 1-(4)-④

職員・行政組織

基本計画

4年後のまち

- 1 適正な人員配置により効率的な組織体制となっている。
- 2 職員が機能的に仕事を行える組織になっている。

行政の4年間の主な取組

- 11 定員適正化計画に基づき、効率的な組織体制の構築や事務事業の見直し、民間委託の推進、再任用制度の運用などにより、職員定数の適正化を図るとともに、諸手当等を含む給与等の見直しを進めます。(人事課)
- 12 民間企業への派遣研修など多様な研修の実施により、コスト意識や顧客意識を養うなど、職員の意識改革を図ります。(人事課)
- 13 職員の意欲を高めるとともに、能力を最大限発揮させるために、個々の職員の能力や実績を評価し、職員の人材育成、適正配置などに活用できる人事管理制度の構築に取り組みます。(人事課)
- 21 市民ニーズや時代の変化を的確に捉えながら、階層構造を簡素化(組織のフラット化)し、効率的で柔軟な組織体制の構築と意思決定の迅速化を図ります。(企画政策課)
- 22 各部課間をまたがる行政課題に対応するため、理事者及び部長級で組織する検討会議の運営や、プロジェクトチームの設置など調整機能を充実します。(企画政策課)
- 23 行政内部のマネジメントの実施・運営状況を測るため、職員アンケートを実施します。(企画政策課)

小分野 1-(4)-④

職員・行政組織

資料

現状と課題

本市では行政需要の動向に配慮しながら、組織の見直しや再任用制度等の活用、民間委託の推進により、職員定数の適正化に努めてきました。また、地方分権時代に対応した人材育成に向け、階層別や専門、派遣研修などを計画的に実施しています。

行政組織についても、市民サービスの向上や組織の簡素化などの視点で、時代の変化に対応した見直しを続けてきました。

しかし、厳しさを増す財政状況のもと、市民ニーズの多様化への対応や協働によるまちづくりを推進していくためには、人件費を抑えながら適材適所の人員配置を行うとともに、職員の意識改革と、一層の能力向上を図る必要があります。また、定員の適正化を図っていく中で、市民ニーズに合った行政サービスを進めていくためには、今後も継続して事務事業の効率化を図っていくとともに、プロジェクトチームを含め、柔軟な組織体制としていく必要があります。

指標

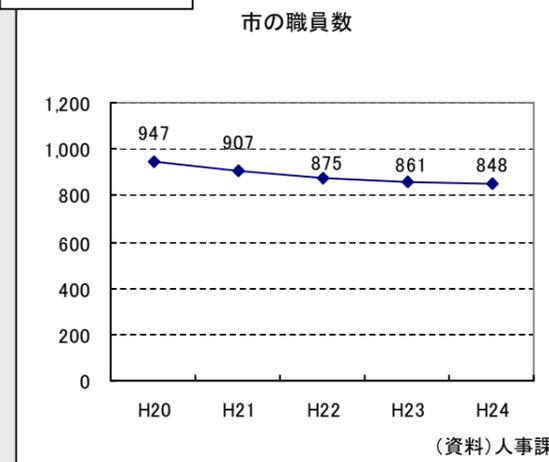
	現状値	目指す値
1 市の職員数(人)	H24 848	H30 800

【この指標について】4月1日現在の常勤の一般職の職員数(臨時・嘱託職員を除く。)生駒市定員適正化計画の目標値(平成22年 906人)を踏まえ、人口1,000人当たりの職員数を6.5人程度を目指し、効率的な人員配置を行うことで職員数の削減を目指します。→関連データ参照(職員課)

	現状値	目指す値
2 プロジェクトチームによる事業実施件数の累計(件)	H26 0	H30 5

【この指標について】プロジェクトチームを設置して、行った事業の件数の累計。年度毎に1件を目標とします。(企画政策課)

関連データ



具体的な事業

- 11 採用試験の見直し
- 11 職員定員の適正化
- 11 中途採用職員・任期付職員採用試験の実施
- 12 民間企業への派遣研修の実施
- 12 新たな視点や発想でチャレンジする職員の育成
- 13 自己申告制度、行政目的達成制度、人事評価制度の運用
- 13 部の仕事目標の運用
- 14 行政組織の見直し
- 14 行政経営会議の運営
- 22 プロジェクトチームの見直し
- 23 職員アンケートの実施

後期基本計画素案(サンプル)

小分野 2-(2)-②	学校教育
-------------	------

基本計画

4年後のまち

- 1 児童生徒が安心して楽しく学べる環境が整っている。
- 2 不登校やいじめが減ってきている。
- 3 市民・地域・事業者・行政が連携して開かれた学校づくりが行われている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- 【市民・保護者】
- 11 保護者は自らの役割と責任を自覚し、児童生徒へよりよい家庭教育を進める。
 - 12 保護者は食育^{※3}・学校給食への理解や関心をもち、自らも家庭の中で実践する。
 - 31 保護者は、授業参観や懇談会その他学校行事や外部人材活用に積極的に参加する。
 - 32 アンケート等で意見を述べるとともに学校運営に協力する。

市民2人以上でできること

- 11 児童生徒の登下校の時間に合わせた道路掃除、散歩、買い物等による子どもたちの見守り活動を行う。
- 12 子どもたちの安全や非行に対して、社会全体で見守り活動を行う。
- 31 地域で子どもの成長に関心をもち、必要に応じて学校を支援する。
- 32 スクールボランティア活動等に参加する。

事業者でできること

- 31 児童生徒のキャリア教育の機会と場を提供する。
- 32 地域ぐるみの健全育成に協力し、営業車等から登下校中の児童生徒の見守りを行う。
- 33 地元産の安全な食材を提供する。

行政の4年間の主な取組

- 11 安全・安心な教育環境を整備するため、学校施設や通学路の安全点検を強化し、改善が必要な場合は早急に改修します。(教育総務課)
- 12 確かな学力の育成やきめ細かい教育の実践を図るため、市独自の少人数学級編制の対象学年の拡大の検討、学びのサポーターの拡充など、多様な教育活動を展開します。(教育指導課)
- 13 朝の読書活動や学校図書館の整備・充実を図り、児童生徒の感性を高め、豊かな人間性を涵養します。(教育指導課)
- 14 外国語活動や情報機器を活用して伝え合う力を育成します。(教育指導課)
- 15 「体力向上推進プラン」に基づき、授業や行事を工夫し児童生徒の体力向上を進めます。(教育指導課)
- 16 小中一貫教育について調査・研究を進めます。(教育指導課)
- 17 食育推進のレベルアップを図ります(教育指導課)。
- 18 学校給食を通じて、栄養や食事のとり方などについて正しい知識啓発を行います。(給食センター)
- 19 学校給食センターの更新に向けて、運営方法、施設設備及びアレルギー対応などについて具体的な検討を進めます。(給食センター)
- 21 教職員の質的向上を図るとともに、子どもたちの個性や自己有用感、自他の生命を尊重する意識を伸ばす特色ある教育を行います。(教育指導課)
- 22 適応指導教室の運営により、不登校児童・生徒の学校生活への復帰を支援するためのカウンセリング、教科指導、集団生活への適応指導等を計画的に実施します。(教育指導課)
- 23 保護者への子育てに関する相談体制や情報提供を充実します。(教育指導課)
- 31 地域ぐるみの児童生徒健全育成事業^{※4}を通じて小・中学校を支援する取組を行います。(教育指導課)
- 32 アンケート調査など保護者、市民等が意見を述べることができる機会を設けます。(教育指導課)
- 33 スクールボランティアが活動できる範囲を拡大します。(教育総務課)
- 34 スクールボランティアなど地域の教育力を活用した取組を充実します。(教育指導課)
- 35 中学校区ごとに人材バンクの作成や、学校支援を実施するためのシステムを構築します。(教育総務課)
- 36 学校評価を進めていくために、学校評価シートを作成します。(教育指導課)
- 37 アンケート調査などを適切に活用して、保護者や市民の意見を把握します。(教育指導課)
- 38 ホームページ等を通して学校運営や児童生徒の様子を公表します。(教育指導課)

小分野 2-(2)-②	学校教育
-------------	------

資料

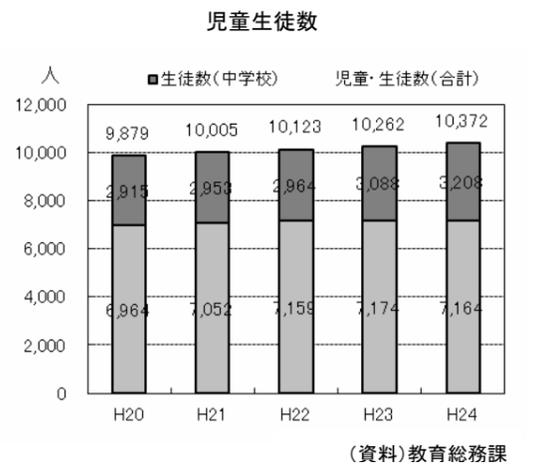
現状と課題

教育基本法の改正やゆとり教育の見直しなど、現在、学校を取り巻く環境は大きく変化する一方で、不登校やいじめなどといった心の問題も起こっています。

本市では、これまで市独自の教科「情報」の設置や中学校までの給食などを行ってきており、児童生徒の安全を守るために、学校建物の改修も進めています。また、教育内容としては、子どもたちの感性を高め、豊かな人間性を涵養するため、朝の読書活動や学校図書館を充実するとともに、外国語活動や情報機器を活用して伝え合う力を育成しています。さらに、不登校やいじめといった問題を解決していくため、カウンセラー等の相談体制や命の大切さを学ぶ心の教育の充実を図っています。

今後、児童生徒が安心して楽しく自らの個性を伸ばし、自己有用感や自他の生命を尊重する意識を高められるようにするためには、保護者・地域・事業者・行政などの連携が必要であり、スクールボランティア等を活用しながら活動状況を各校のホームページで紹介するなどし、開かれた学校を目指した取組を行っていくことが必要です。

関連データ



指標

指標	現状値	目指す値
1 学校で好きな授業がある児童生徒の割合(%)	H24 90	H30 95
2 命の大切さを学ばせる体験事業の実施回数(回)	H24 106	H30 120
3 小中学校のスクールボランティア登録者数(人)	H24 1,154	H30 1,200

【この指標について】平成 21 年度に実施された「全国学力・学習状況調査」において、「学校で好きな授業がある」と回答した児童生徒(小・中学校)の平均割合。5 年間で 5 ポイント程度の向上を目指します。(教育指導課)

【この指標について】命の大切さを学ばせる体験事業の実施回数。子どもたちの自他の生命を尊重する意識を伸ばす特色ある教育を行います。(教育指導課)

【この指標について】地域の方々に自分の特技を活かして積極的に校園活動に関わっていただくことにより、地域と学校の相互協力、連携の強化を図ります。(教育指導課)

具体的な事業

- 11 通学路の安全整備
- 12 教育相談事業
- 18 地元産食材の導入
- 19 学校給食センター更新事業
- 21 命の大切さを学ばせる体験事業
- 22 スクールソーシャルワーカーの派遣事業
- 22 適応指導教室の運営
- 31 地域ぐるみの児童生徒健全育成事業
- 33 スクールボランティア事業

※1 自己有用感:自分は役に立っている、自分は必要な人間であると感じることで、自分の存在感を認識すること。
 ※2 スクールボランティア:35 ページ参照
 ※3 食育:一人ひとりが食生活に関心をもち、幼い頃から正しい食習慣を身につけ、食事を楽しむことができるようになるための食に関する教育のこと。

※4 地域ぐるみの児童生徒健全育成事業:児童生徒の健全な成長を図るため、学校・家庭・地域の関係機関が丸となって安全指導や安全活動などを行う取組。

後期基本計画素案(サンプル)

小分野 2-(3)-①	生涯学習
-------------	------

基本計画

4年後のまち

- だれでも自由に学習できる環境が整備され、生きがいや楽しみを感じている。
- 生涯学習の成果が地域社会に還元され、魅力あるまちづくりに貢献されている。
- 図書サービスが便利になり、図書館を利用するひが増えている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- 生涯学習の必要性と目的を理解し、積極的に生涯学習活動を行う。
- 生涯学習を通じたまちづくりに、ボランティアやコーディネーターとして積極的に参加する。
- 人材バンクへの登録、活用や学習した知識や経験、技能等を社会還元する。

市民2人以上でできること

- 学習成果を地域社会に還元する。
- 生涯学習ボランティアやコーディネーターとして、地域の生涯学習推進に寄与する。
- 生涯学習まちづくりアニメーター^{※1}として生涯学習推進の仕掛け人となる。

事業者でできること

- 施設の開放など、生涯学習活動を支援する。
- 行政、生涯学習関連団体、NPO^{※2}等と協働し、市民に対し公開講座などで専門的な知識、技術を提供する。
- 市民の成果発表会等の活動を支援する。(生涯学習施設指定管理者)

行政の4年間の主な取組

- 気軽に学習活動が楽しめる工夫やノウハウ等の情報が交換できる場を提供します。(生涯学習課)
- 多様な学習機会の提供と、成果や情報を提供できる機会の充実を図ります。(生涯学習課)
- いこま寿大学^{※3}を充実するとともに、OB会の活動を支援します。(生涯学習課)
- 市民ニーズの把握に努め、指定管理者のモニタリング等から得られる市民ニーズを把握し、利用者にとって利便性の高い生涯学習施設の管理を行います。(施設管理課)
- 市民の学習成果を還元する学習会の開催を継続して支援します。(生涯学習課)
- 生涯学習まちづくり人材バンクを充実し、活用を推進します。(生涯学習課)
- ボランティア活動等のコーディネートを行います。(生涯学習課)
- 学校やボランティア団体等との連携を一層推進します。(生涯学習課)
- 学校やボランティアとの一層の連携を含め、子ども読書活動の推進を図ります。(図書館)
- 現在図書館を活用していない方々も利用しやすい多様な図書館サービスの拡充を図ります。(図書館)
- 生駒駅北口に新図書室を設置するなど、市民の利便性を活かした図書館サービスを行います。(図書館)

小分野 2-(3)-①	生涯学習
-------------	------

資料

現状と課題

社会の急速な変化に対応して、生涯学習の必要性や関心が高まっており、学習内容も多様化・高度化しています。

本市では、生涯学習施設の整備が進み、学習条件も充実して、学習活動が活発に行われています。

一方で、生涯学習関連団体の高齢化などに伴い、生涯学習関連団体の世代交代の時期にきており、今後は、市民の活動機会のための情報提供を活発化し、今まで以上に市民の主体的な参加を促進していく必要があります。

また、市民一人ひとりが個々のニーズに応じた学習テーマを選び、より高度な知識を必要とときに学べるよう、講師となる人材バンクの充実を図る必要があります。

そのためには、生涯学習関連団体の積極的な人材バンクの登録、活用を促進するなど、学ぶ側と教える側の両方が相互に関連しながら、団体間の連携、相互協力を高め、より自主的な団体活動ができるよう、生涯学習の環境づくりを構築していく必要があります。

指標

1 生涯学習まちづくり人材バンク 活用者数(人)	現状値	目指す値
	H24 8,878	H30 現状値を維持

【この指標について】専門的な知識や経験、技能等を有する人材登録制度の活用者数。活発に制度が活用されていることから、その水準の維持を目指します。(生涯学習課)

2 自主学習グループによる市民向け学習会の開催回数(回)	現状値	目指す値
	H24 211	H30 現状値を維持

【この指標について】自主学習グループが広く市民を対象に実施する学習会の開催回数。生涯学習の成果の社会還元化、ボランティア意識の高まりが数値として表れますが、現状においても活動が活発に行われていることから、その水準の維持を目指します。(生涯学習課)

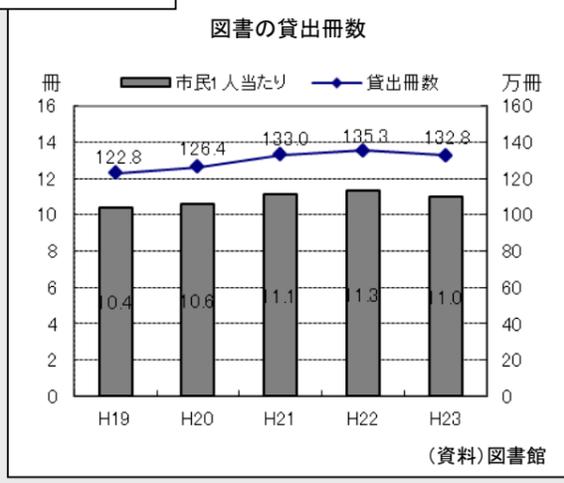
3 市民1人当たりの図書貸出冊数(冊)	現状値	目指す値
	H24 11.0	H30 12

【この指標について】図書の年間貸出冊数/総人口。市民の学習意欲を示す数値の一つであり、図書サービスや利便性の向上を図り、市民1人あたりの貸出冊数の増加を目指します。→関連データ参照(図書館)

具体的な事業

- 生涯学習振興事業(自主学習グループ)
- 市民カレッジ事業
- 高齢者教育推進事業
- いこま寿大学の充実
- 生涯学習施設指定管理者のモニタリング
- 生涯学習まちづくり人材バンクの運営
- 生涯学習ボランティア、コーディネーターの育成
- 青少年健全育成事業
- 子ども読書活動の推進
- 図書館サービスの充実
- 図書館システム更新事業

関連データ



※1 生涯学習まちづくりアニメーター:自ら学習するとともに、地域で何か活動したい人々にやる気や意気込みを与え、活動したい人をつないだり、活躍する場や機会をつくること等を通して、地域を活性化させるまちづくりボランティアを指す。アニメーターには「人々を励まし、蘇らせ生き生きとさせる人」という意味がある。
 ※2 NPO:基本構想9ページ参照

※3 いこま寿大学:一般教養学習、クラブ学習を通して教養を高め、生きがいを探求して、地域の生涯学習推進者を養成するために開設する、62歳以上の人を対象とした4年制の学校。

小分野 3-(3)-② 環境保全活動

基本計画

4年後のまち

- 1 事業者や行政は、環境マネジメントシステムを運用し、環境配慮や環境政策への取組が進んでいる。
- 2 環境活動に参加するなど環境に配慮して生活する市民が増えている。
- 3 太陽光発電システム等の再生可能エネルギーの利用が広がっている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- 21 エコバッグを使用するなど環境に配慮した買い物をする。
- 22 省エネの家電製品を使用するなど環境への負荷の低減に配慮した消費生活に努める。
- 23 公共交通機関を利用する。
- 31 再生可能エネルギーの利用を図る。

市民2人以上でできること

- 11 環境行政及び事業者の環境に配慮した事業の進捗状況を評価・提言する。
- 21 地域での学習会等を実施する。

事業者でできること

- 11 事業所で省資源・省エネルギーに取り組む。
- 12 環境に配慮した商品の販売など、事業者間での連携による環境配慮行動の推進を図る。
- 13 環境行政の進捗状況を評価・提言する。
- 14 環境に配慮した事業の進捗状況の公表に努める。
- 31 再生可能エネルギーの利用を図る。

行政の4年間の主な取組

- 11 市民、事業者、行政で構成する生駒市環境基本計画推進会議「ECO-net生駒」により、環境基本計画に基づく事業を円滑に推進します。(環境政策課)
- 12 環境マネジメントシステムの運用により、市の業務全般にわたる環境配慮を行います。(環境政策課)
- 13 グリーン購入※2など、環境に配慮した業務を推進する。(環境政策課)
- 14 公共施設の省エネルギー対策を進めます。(施設管理者)
- 21 環境白書など情報発信体制の充実を図ります。(環境政策課)
- 22 市内スーパーでの啓発活動など、環境啓発を推進します。(環境政策課)
- 23 市民・事業者の積極的かつ主体的な環境活動を支援するための環境活動支援事業を推進します。(環境政策課)
- 24 地球温暖化対策などについて、小・中学校での出前講座や環境教育の取組を通じて各家庭への周知を図り、環境行動の促進を目指します。(環境政策課・教育委員会)
- 31 太陽光発電システム設置費補助金の交付事業を継続します。(環境政策課)
- 32 新たなエネルギー(バイオマス※3、太陽光、雨水など)を利活用する取組の調査・検討を進めるとともに、普及啓発を図ります。(環境政策課)

小分野 3-(3)-② 環境保全活動

資料

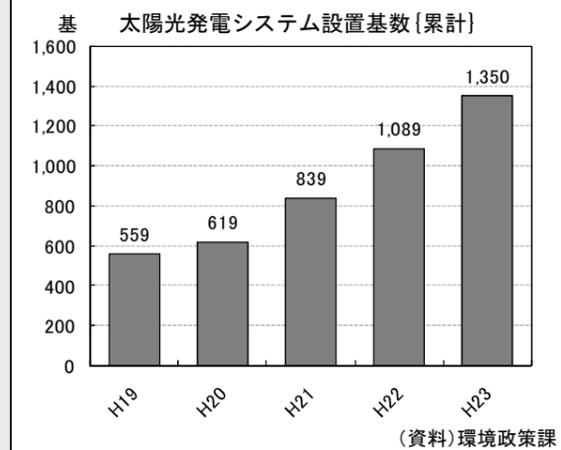
現状と課題

本市においては、平成21年4月から開始した生駒市環境基本計画を確実に実行していくため、市民、団体、事業者、行政が協働で参画する生駒市環境基本計画推進会議「ECO-net生駒」を設立しました。

ECO-net生駒では、「豊かな自然と歴史と未来が融合したまち いこま」の実現を目指し、生駒市環境基本計画に規定される自然環境、せいかつ環境、まちみち環境、エネルギー環境の各分野に加えて、各分野を超えて実施する共通分野のプロジェクト等について取組を行っています。

また、本市では、市の事務事業によって生じる様々な環境への負荷を減らすために、Plan(計画・目標設定)、Do(実施)、Check(監査)、Action(見直し)というプロセスで継続的に取組を改善し、環境行動を推進していくため、平成22年12月から「生駒市環境マネジメントシステム」の運用を開始しました。本市ではこの取組を通して、職員一人ひとりが環境への意識を高めるとともに、各々の職場において職務を遂行する上で常に環境への配慮に心掛け、具体的な環境行動を進めていきます。

関連データ



指標

1 環境自治体スタンダード(LAS-E※1)取り組み段階	現状値	目指す値
	H24	H30
	第1ステージ	第3ステージ

【この指標について】環境配慮や環境政策に取り組むための仕組みを自治体が確立運用し、その取組内容が環境自治体としてふさわしいかどうかをチェックするための基準。平成24年度は第1ステージ第3ステップを取得したことから、第2ステージに取り組み、同ステージの第1ステップから第3ステップを順次取得し、平成30年度に第3ステージの取得を目指します。(環境政策課)

2 環境活動参加人数(累計)(人)	現状値	目指す値
	H24	H30
	39,499	117,000

【この指標について】生駒市環境基本計画推進会議が主催又は共催する講座や行事への参加者の延べ人数。生駒市環境基本計画に基づき、生駒市の総人口(平成19年時点で117,000人)と同数になることを目指します。(環境政策課)

3 太陽光発電システム設置基数(累計)(基)	現状値	目指す値
	H24	H30
	1,649	3,500

【この指標について】生駒市内の太陽光発電システムの設置基数の累計。地球温暖化防止対策として推進するとともに、市民の地球環境への関心の高さが数値となって表れるため、設置補助などの取組を通じて、年間300基程度の増加を目指します。→関連データ参照(環境政策課)

具体的な事業

- 11 環境基本計画の推進
- 11 ECO-net 生駒の運営支援
- 12 環境マネジメントシステムの運用
- 14 節電対策の推進
- 21 環境情報の収集・発信
- 22 環境啓発カレンダーの作成
- 24 環境教育の推進(出前講座の実施)
- 31 住宅用太陽光発電システム設置補助の拡充
- 32 雨水タンク設置補助の拡充

※1 LAS-E: 第1ステージは庁内事務活動における環境配慮の実施、第2ステージは地域全体の環境政策や事業活動における環境配慮の実施、第3ステージは市民・事業者やパートナーシップ組織による環境保全活動の実施を目的とする。
 ※2 グリーン購入: 製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

※3 バイオマス: 動植物を由来とする資源。木材や農作物、畜産物を収穫したり加工したりする際にでる間伐材やおがくず、糞尿、菜種油、残りかす、建築廃材などの生物系廃棄物を原料としてエネルギーを生み出すことができる。